

### 出資証券不発行のご案内

平素より永和信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

このたび当金庫の出資証券につきまして、2019年9月1日から不発行とし、下記のとおり取り扱いさせていただきますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

- ◇ 会員の皆様からお預かりしました出資金につきましては、これまで出資証券を発行してまいりましたが、近年の株式会社における株券の不発行と同様、2019年9月1日から出資証券を不発行とし、当金庫の会員名簿により電子的に一元管理することといたします。
- ◇ 会員の皆様からお預かりしました出資金は、電子データ等として厳格に管理しておりますので、出資金残高ならびに会員としての権利等につきましては、これまでと変わりませんのでご安心ください。
- ◇ 今後、出資金残高につきましては、毎年6月にお送りします「出資配当金支払通知書」でお知らせいたします。
- ◇ なお、お手元の出資証券につきましては回収いたしませんので、そのまま保管いただければ結構です。万一紛失された場合でも、お届けの必要はなく、出資金ならびに会員としての権利等に何ら影響はございません。

#### 【出資証券不発行についてのQ&A】

Q1. なぜ、出資証券を不発行にするのですか。

A1. 出資証券は、預金の通帳や証書と違って、日頃出し入れすることがなく、また、長期にわたって保管しなければならず、出資証券を紛失されている場合には、相続・脱退・名義変更の手続き時に証券喪失届等のご負担をお掛けすることとなります。

今後、出資証券を不発行とすることにより、その手続きが簡素化され、会員の皆様の負担を軽減することができます。

Q 2. 新たに出資を申し込んだとき、「出資証券」に代わるものはあるのですか。

A 2. 出資に新規加入（相続加入）・増口加入いただいた場合には、出資証券は発行いたしません。お名前や出資金額等を記載した「出資会員加入承諾書およびご挨拶状」をお送りさせていただきますのでご確認ください。

Q 3. 出資証券がなくなると、金庫へ出資したという証拠書類がなくなることになります。出資していることを何かで確認できますか。

A 3. 会員の皆様からお預かりした出資金の管理は、電子的に一元管理しておりますので、毎年6月にお送りしている「出資配当金支払通知書」で出資残高の確認をいただくことができます。また、会員の皆様からのご請求時には、「残高証明書」（有料）を発行させていただきます。

Q 4. 手元にある出資証券はどうすればよいのですか。

A 4. お手元の出資証券は、そのまま保管いただければ結構です。

Q 5. 出資証券を紛失した場合にはどうすればよいのですか。

A 5. 出資証券を紛失された場合でも、届出の必要はございません。  
なお、出資証券を紛失されましても、出資金残高および会員としての権利等は変わりませんのでご安心ください。

Q 6. 脱退する際には出資証券はどうすればよいのですか。

A 6. 脱退される際に、出資証券をご提示いただく必要はございません。ご本人確認書類と出資届出印鑑で手続きができます。なお、相続手続きにつきましては、さまざまなケースがありますので、お客様のお取引店にお問い合わせください。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお取引店の窓口または下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

<p>【お問い合わせ先】 永和信用金庫 総務部 電話：06-6633-1182</p>
---

以 上